

03 保険税・保険料改定のお知らせ

●国保税の課税限度額が変わります

地方税法施行令の一部を改正する政令の制定に合わせて、令和7年度以降の国民健康保険税の課税限度額を引き上げます。

課税限度額とは??

「保険料の上限額」
高所得でも、保険料がそれ以上にならないように設定された「最大金額」のこと。

課税額の区分	改正前 (令和6年度)	改正後 (令和7年度)	差額
基礎分(医療給付費分)	65万円	66万円	+1万円
後期高齢者支援金分	24万円	26万円	+2万円
介護納付金分	17万円	17万円	0円
合計	106万円	109万円	+3万円

●国保税と後期保険料の軽減基準額が変わります

低所得者の負担軽減を図るため、5割軽減及び2割軽減の対象となる軽減判定所得の算定基準が引き上げられます。

軽減基準額とは??

所得がいくら以下なら保険料の軽減が受けられるかを定める「目安の金額」のこと。

軽減割合	改正前(令和6年度)	改正後(令和7年度)
5割軽減基準額	基礎控除 43万円 + (29.5万円×世帯の被保険者数) + {10万円×(給与所得者の数-1)} 以下	基礎控除 43万円 + (30.5万円 ×世帯の被保険者数) + {10万円×(給与所得者等の数-1)} 以下
2割軽減基準額	基礎控除 43万円 + (54.5万円×世帯の被保険者数) + {10万円×(給与所得者の数-1)} 以下	基礎控除 43万円 + (56万円 ×世帯の被保険者数) + {10万円×(給与所得者等の数-1)} 以下

国民年金の保険料でお困りの方へ 免除申請を受け付けています

国民年金保険料が納め忘れの状態、万一、障がいや死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなる場合があります。経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合は、前年の所得に応じて、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度」があります。

■手続き窓口

- ・市民課国保年金係
- ・掛川年金事務所(☎21-5524 自動音声案内2番)

■免除・猶予対象期間

令和7年7月分～令和8年6月分

※最大で2年1カ月前の分までさかのぼって免除の手続きをすることができます。

定期的に受診しましょう 国保特定健診・後期高齢者健診

市では対象の皆さんに5月下旬から受診案内を通知しています。健康維持・増進のため、国保特定健診・後期高齢者健診を受診し、健康状態をチェックしましょう。

■国保特定健診の無料対象年齢

40歳・50歳・60歳・70歳

申告をしないと手当などが正しく算出されません 住民税の申告を忘れずに

住民税の申告がないと、保険料の軽減や限度額の判定が正しくできず、本来より高い保険料になってしまう場合があります。忘れずに世帯全員の申告をしましょう。

■申告対象

令和6年分 住民税(市民税・県民税)